<令和5年度補正予算等>(令和6年4月時点版)

# インボイス制度への対応に 取り組む皆様へ 【各種支援策のご案内 /

インボイス制度について詳しく知りたい方は国税庁ホームページの 「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

制度解説動画、インボイスコールセンター等をご案内しております。

特設サイト

# インボイス制度への対応に関する相談窓口

✓ 税理士へのオンラインでの相談体制を構築しています。 インボイス制度対応に伴う納税負担等を相談できます。



よろず支援拠点



商工会・商工会議所及びよろず支援拠点等による経営相 談対応・専門家派遣・講習会の開催等を実施しています。



#### 課税事業者を選択する皆様

### デジタル化によるインボイス対応 にかかる事務負担の軽減

- IT導入補助金により、会計・受発注・ 決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・ 券売機等のハードウェア導入費用も支 援します。
- ✓ また、取引関係における受注者の中小 企業等が無償で利用できる場合に、発 注者(大企業を含む)がまとめて行う 受発注ソフトの導入費用を支援します。



詳細は裏面へ

#### 免税事業者を維持する皆様

## 免税事業者についての 取引上の懸念への取組み

- ✓ 免税事業者及びその取引先のインボイ ス制度への対応に関するO&Aを公表 しているほか、実態把握のための書面調 **査等**を実施しています。
- ✓ 取引上のお悩みは下請法及び建設業 法並びに優越的地位の濫用規制に係 る相談窓口(以下O&A末尾参照)ま たは下請かけこみ寺にご相談ください。





本紙は「今和5年度補正予算事業」の制度概要をご紹介しています。 準備が整い次第公募を開始しますので、現在の公募情報はホームページでご確認ください。









# <税理士へのオンラインでの相談>

インボイス対応に伴う税負担や登録の要否に関して、どのように検討すればよいかなどについて、税理士にオンラインで相談することができます。

※まずは事務局のお電話でご相談内容をお伺いします。ご相談内容によっては、他の窓口にご案内する場合もございます。 事務局ホームページ

#### お問い合わせ先:

中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口

一般電話 045-330-1365

ナビダイヤル 0570-028-045

受付時間 9時~17時(土日祝は除く)

https://chusho-invoice.go.jp/



# <IT導入補助金> デジタル化による事務負担軽減

インボイス対応類型では、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。また、電子取引類型では、取引関係における受注者の中小企業等が無償で利用できる場合に、発注者(大企業を含む)がまとめて行う受発注ソフトの導入費用を支援します。

類型名	電子取引類型		インボイス対応類型			
補助事業者	大企業 等	中小企業・小規模事業者等				
補助額	1/2	2/3	<b>4/5</b> 、3/4(※1)	2/3 (※2)	1/2	
補助率	~350万円		50万円以下	50万円超~350万円	~10万円	~20万円
補助対象経費	インボイス制度に対応 した受発注ソフト		インボイス制度に対応した 会計・受発注・決済ソフト		PC・タブレッ ト等	レジ・券売機 等

- (※1)小規模事業者については補助率は4/5。中小企業については補助率は3/4。
- (※2)補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4 (小規模事業者は4/5)、50万円超については2/3。 現在の公募情報はこちら

#### お問い合わせ先:

サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター 0570-666-376

https://it-shien.smrj.go.jp/

